

「令和8年度事務局パソコン等システム」に関する質問書への回答

No	質問	回答
1	本件は、新規導入に伴う入札でしょうか。あるいは代替でしょうか。代替に伴う入札の場合、既存物件は何年程使用されていますでしょうか。また、賃貸借満了後、当該物件を継続使用する可能性はありますか。その場合何年程使用される予定でしょうか。	既存の機器入替えに伴う入札となります。賃貸借満了後の継続利用については、未定となります。
2	仕様書記載の納入期限日までに物品を納品できることは可能と確認取れておりますが、半導体不足や物流遅延等の不測事態が発生し、リース会社の不可抗力により納期遅延となった場合、当社への指名停止等の処分、損害請求や違約金請求なく、契約期間変更等の協議に応じいただけますでしょうか。	受注者の責めに帰す要因では無い場合は、協議いたします。
3	リース期間中に、予算が減額又は削除された場合など、発注者の都合により解約となった場合、損害金はお支払いいただけますでしょうか。	原則発注者の都合により解約となる場合を想定しておりません。また、過去にそのような事例もございません。
4	今回の仕様物件につきまして、経費の歳入歳出予算の減額又は削除を理由に、賃貸借契約期間中に契約を解除した事例は有りますでしょうか。また、経費の歳入歳出予算の減額又は削除の可能性はありますか。	経費の歳入歳出予算の減額又は削除を理由として、賃貸借契約期間中に契約を解除した事例はこれまでございません。また、仮に本学側の予算が減額等となった場合であっても、契約に基づく賃借料については、賠償金による支払いを含め、残額の支払義務を履行することを保証いたします。
5	仕様物件を設置する物件は耐震構造となっておりますでしょうか。	耐震構造となっております。
6	納入期限から借入期間開始までの間の危険負担は発注者が責任を負うという認識でよろしいでしょうか。	検収に問題が無い場合（初期不良等が無い場合）は、大学の責任となります。
7	契約期間満了時の機器撤去に関しまして、システムダウン等のリスク回避のため、抜線及び取り外し、1か所に集約する作業については発注者実施の認識でよろしいでしょうか。また、撤去の際にエレベーターの使用は可能でしょうか。	機器集約は発注者側で行います。撤去時のエレベーターの利用は可能です。
8	リース期間満了後の賃貸借物件のデータ消去に関しては、受注者指定の返還場所での実施でよろしいでしょうか。また、データ消去証明書の提出は必要でしょうか。	データ消去に関しては、受注者指定の返還場所での実施で構いません。そのため、本学から機器が撤去された後にデータ消去作業を行うということでも構いません。ただし、撤去及びデータ消去の流れについては、安全に行っていただく必要があるため、作業の流れについては事前に協議の上、進めさせていただきます。またデータ消去証明書は通常は提出を求める場合がありますので、その場合は双方協議の上で対応を決定させていただきます。